



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

| | | | |
|------|--------------------------------------|----------------|---|
| 1435 | 指定自立支援医療機関の指定 | (障害福祉課)..... | 1 |
| 1436 | 〃 | (〃)..... | 1 |
| 1437 | 〃 | (〃)..... | 2 |
| 1438 | 〃 | (〃)..... | 2 |
| 1439 | 〃 | (〃)..... | 2 |
| 1440 | 〃 | (〃)..... | 2 |
| 1441 | 有田川土地改良区の役員の就退任 | (農業農村整備課)..... | 2 |
| 1442 | 六箇井土地改良区の役員の就退任 | (〃)..... | 4 |
| 1443 | 県営土地改良事業計画の決定 | (〃)..... | 5 |
| 1444 | 保安林の指定解除予定の通知 | (森林整備課)..... | 5 |
| 1445 | 都市計画事業の認可 | (道路建設課)..... | 6 |
| 1446 | 交通警察事務委託業務に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格等 | (警察本部)..... | 6 |

告 示

和歌山県告示第1435号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和2年11月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 担当する医療の種類 (薬局は除く。) | 主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称 | 指 定 年月日 |
|-----------|----------------|-----------------------|--|--------------|
| 株式会社マリックス | 橋本市高野口町小田614番地 | 訪問看護 | 訪問看護ステーションマリーゴールド | 令和 2.11.1 |

和歌山県告示第1436号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和2年11月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 担当する医療の種類 (薬局は除く。) | 主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称 | 指 定 年月日 |
|-----------|----------------|-----------------------|--|--------------|
| ひょうたん印の薬局 | 御坊市湯川町小松原530番5 | — | 三倉民也 | 令和 2.11.1 |

和歌山県告示第1437号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和2年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称 | 指 定 年 月 日 |
|------------------|----------------|------------------------------------|--------------|
| 医療法人明星会星野胃腸クリニック | 和歌山市友田町5丁目32番地 | 土井美幸 | 令和 2.11.1 |

和歌山県告示第1438号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和2年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称 | 指 定 年 月 日 |
|----------------|--------------|------------------------------------|--------------|
| ウエルシア薬局和歌山楠見中店 | 和歌山市楠見中28番地3 | 小比紘子 | 令和 2.11.1 |

和歌山県告示第1439号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和2年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称 | 指 定 年 月 日 |
|-------------------|--------------|------------------------------------|--------------|
| 独立行政法人国立病院機構和歌山病院 | 日高郡美浜町和田1138 | 南弘一 | 令和 2.11.1 |

和歌山県告示第1440号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和2年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称 | 指 定 年 月 日 |
|-----------|--------------------|------------------------------------|--------------|
| 医療法人北斗大洋会 | 東牟婁郡那智勝浦町宇久井714番地3 | 訪問看護ステーションすずらん | 令和 2.11.1 |

和歌山県告示第1441号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、有田川土地改良区の役員について次

のとおり公告する。

令和2年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員(令和2年7月31日退任)

| 職名 | 氏名 | 住 所 |
|----|-------|-------------------|
| 理事 | 服部靖彦 | 有田郡有田川町大字小川407番地1 |
| 理事 | 采女博行 | 有田郡有田川町大字市場134番地 |
| 理事 | 成瀬正嗣 | 有田郡有田川町大字丹生173番地 |
| 理事 | 三木美和 | 有田郡有田川町大字大谷239番地1 |
| 理事 | 吉松伸幸 | 有田郡有田川町大字角258番地 |
| 理事 | 須佐見益雄 | 有田郡有田川町大字水尻1009番地 |
| 理事 | 北畑忍 | 有田郡有田川町大字小島433番地5 |
| 理事 | 星田泰弘 | 有田郡有田川町大字長田517番地 |
| 理事 | 藤岡睦夫 | 有田市宮原町須谷797番地 |
| 理事 | 橋本雅典 | 有田市宮原町東802番地2 |
| 理事 | 上西良邦 | 有田市宮原町畑882番地3 |
| 理事 | 小池吉久 | 有田市下中島241番地 |
| 理事 | 岸守 | 有田市山田原205番地5 |
| 理事 | 伊藤和幸 | 有田市糸我町中番112番地 |
| 理事 | 最田雅文 | 有田市糸我町西787番地 |
| 理事 | 林和幸 | 有田市糸我町西133番地 |
| 理事 | 酒井伸治 | 有田市辻堂133番地 |
| 理事 | 佐原洋一 | 有田市千田2042番地 |
| 理事 | 宮井喜文 | 有田市千田1552番地 |
| 理事 | 森川晴夫 | 有田市山地251番地 |
| 理事 | 児嶋喜生 | 有田市宮崎町996番地の3 |
| 理事 | 登尾和生 | 有田郡湯浅町大字吉川762番地 |
| 理事 | 北野廣明 | 有田郡湯浅町大字栖原378番地1 |
| 理事 | 酒井良次 | 有田郡湯浅町大字田34番地 |
| 理事 | 橋本正雄 | 有田市初島町里2123番地 |
| 理事 | 岩本純一郎 | 海南市下津町鯉川705番地 |
| 監事 | 中西宗吾 | 有田郡有田川町大字賢233番地 |
| 監事 | 皆岡博 | 有田市宮原町滝川原174番地の2 |
| 監事 | 小池重男 | 有田市星尾232番地 |
| 監事 | 江川廣之 | 有田市新堂1168番地 |

2 就任した役員(令和2年8月1日就任)

| 職名 | 氏名 | 住 所 |
|----|-------|-------------------|
| 理事 | 中井馨 | 有田郡有田川町大字中井原59番地 |
| 理事 | 采女博行 | 有田郡有田川町大字市場134番地 |
| 理事 | 成瀬正嗣 | 有田郡有田川町大字丹生173番地 |
| 理事 | 三木美和 | 有田郡有田川町大字大谷239番地1 |
| 理事 | 吉松伸幸 | 有田郡有田川町大字角258番地 |
| 理事 | 須佐見益雄 | 有田郡有田川町大字水尻1009番地 |
| 理事 | 北畑忍 | 有田郡有田川町大字小島433番地5 |

| | | |
|----|-------|------------------|
| 理事 | 星田泰弘 | 有田郡有田川町大字長田517番地 |
| 理事 | 藤岡睦夫 | 有田市宮原町須谷797番地 |
| 理事 | 橋本雅典 | 有田市宮原町東802番地2 |
| 理事 | 上西良邦 | 有田市宮原町畑882番地3 |
| 理事 | 川口益男 | 有田市下中島750番地の1 |
| 理事 | 伊藤和幸 | 有田市糸我町中番112番地 |
| 理事 | 最田雅文 | 有田市糸我町西787番地 |
| 理事 | 林和幸 | 有田市糸我町西133番地 |
| 理事 | 酒井伸治 | 有田市辻堂133番地 |
| 理事 | 御前拓也 | 有田市千田1832番地 |
| 理事 | 宮井利治 | 有田市千田1634番地 |
| 理事 | 児嶋陽徳 | 有田市野195番地2 |
| 理事 | 児嶋喜生 | 有田市宮崎町996番地の3 |
| 理事 | 北村眞佐彦 | 有田郡湯浅町大字吉川937番地 |
| 理事 | 筒井智也 | 有田郡湯浅町大字栖原768番地 |
| 理事 | 酒井良次 | 有田郡湯浅町大字田34番地 |
| 理事 | 岸守 | 有田市山田原205番地5 |
| 理事 | 橋本正雄 | 有田市初島町里2123番地 |
| 理事 | 上野明宏 | 海南市下津町鯨川121番地 |
| 監事 | 岩倉善嗣 | 有田郡有田川町大字船坂125番地 |
| 監事 | 石津昭 | 有田市宮原町滝川原229番地 |
| 監事 | 小池重男 | 有田市星尾232番地 |
| 監事 | 江川廣之 | 有田市新堂1168番地 |
| 監事 | 中尾健 | 有田郡湯浅町大字栖原273番地 |

和歌山県告示第1442号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、六箇井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和2年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（令和2年11月4日退任）

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|------|---------------|
| 理事 | 南條悟 | 岩出市中島514番地 |
| 理事 | 田中幹男 | 和歌山市藤田178番地 |
| 理事 | 松山茂樹 | 和歌山市楠本61番地2 |
| 理事 | 辻朗文 | 和歌山市永穂235番地 |
| 理事 | 川崎勝 | 和歌山市宇田森276番地1 |
| 理事 | 川寄晃史 | 和歌山市田屋182番地 |
| 理事 | 的場宏和 | 和歌山市直川1848番地 |
| 理事 | 殿浦孝章 | 和歌山市園部218番地3 |
| 監事 | 正木脩三 | 岩出市吉田196番地 |
| 監事 | 湯川徳弘 | 和歌山市川辺524番地 |
| 監事 | 土井恒男 | 和歌山市北44番地 |
| 監事 | 半田勝秋 | 和歌山市六十谷508番地 |

2 就任した役員（令和2年11月5日就任）

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|------|---------------|
| 理事 | 竹田元一 | 岩出市中島494番地 |
| 理事 | 田中幹男 | 和歌山市藤田178番地 |
| 理事 | 湯川徳弘 | 和歌山市川辺524番地 |
| 理事 | 辻朗文 | 和歌山市永穂235番地 |
| 理事 | 川崎勝 | 和歌山市宇田森276番地1 |
| 理事 | 川寄晃史 | 和歌山市田屋182番地 |
| 理事 | 玉井良弘 | 和歌山市直川1755番地 |
| 理事 | 松田隆 | 和歌山市園部753番地 |
| 監事 | 平岡卓治 | 和歌山市平岡283番地 |
| 監事 | 面崎嘉兼 | 和歌山市楠本418番地 |
| 監事 | 田井義廣 | 和歌山市西田井334番地 |
| 監事 | 松下嘉夫 | 和歌山市直川932番地 |
| 監事 | 宮本亘 | 和歌山市里144番地 |

和歌山県告示第1443号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営中山間総合整備事業小浦地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和2年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和2年11月24日から同年12月21日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局農林水産振興部農地課及び日高町産業建設課

和歌山県告示第1444号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

令和2年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 新宮市相賀字西畑1107の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1445号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和2年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施工者の名称
田辺市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
田辺都市計画道路事業3・5・7号外環状線
- 3 事業施工期間
令和2年11月20日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
和歌山県田辺市文里一丁目及び二丁目地内
使用の部分
和歌山県田辺市文里一丁目地先海面

和歌山県告示第1446号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、交通警察事務委託業務に係る自治法令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和2年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 総合評価一般競争入札に付する業務の名称等
 - (1) 調達役務の名称
交通警察事務委託業務
 - (2) 調達役務の内容等
次に掲げる業務を交通警察事務委託仕様書（以下「仕様書」という。）により実施するものとする。
 - ア 運転免許事務の補助等業務
 - イ 自動車保管場所証明事務
 - (ア) 自動車保管場所調査事務
 - (イ) 自動車保管場所電算入力等関係事務
 - (ウ) 自動車保管場所標章関係事務
- 2 総合評価一般競争入札に参加する者の資格
この総合評価一般競争入札に参加する資格を有する者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第6

0号) 第31条の4の2に規定する免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると和歌山県公安委員会が認める法人で、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 和歌山県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。
- (5) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしていない者及びこれがなされていない者であること又は同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者のうちその更生手続に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定を受けている者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない者及びこれがなされていない者であること又は同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者のうちその再生手続に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定を受けている者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (9) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) 和歌山県公安委員会へ提出する資格審査申請書類

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近3年分の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類）

カ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税並びに消費税及び地方消費税

（イ）主たる事務所が所在する都道府県が課する税全税目

(2) 和歌山県へ提出する資格審査申請書類

(1) の資格審査申請の結果、有資格者であることを確認された場合は、次に掲げる書類を提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 使用印鑑届

ウ 誓約書

エ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

オ 和歌山県公安委員会から入札参加の有資格者であることを確認された旨の通知書の写し

- (3) (1) のア及びイ並びに (2) のアからエまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和2年11月20日（金）から同年12月7日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間、5の(1)のアに掲げる場所

で配布を行う。

- (4) (1) 及び (2) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和2年11月20日（金）から同年12月8日（火）までの間に和歌山県警察本部交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

なお、質問に対しては、原則として令和2年12月10日（木）までに回答するものとする。

4 資格審査申請書類の配布場所

5の(1)のアに同じ。

5 資格審査申請書類の提出場所及び提出期間

(1) 和歌山県公安委員会への資格審査申請

ア 提出場所

交通規制課

和歌山市西46番地1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

イ 提出期間

3の(1)に掲げる申請書類を、令和2年11月20日（金）から同年12月11日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、(1)のアに掲げる場所に提出すること。

なお、郵送による場合は、令和2年12月11日（金）午後4時までに(1)のアに掲げる場所に必着させなければならない。

(2) 和歌山県への資格審査申請

ア 提出場所

(1)のアに同じ。

イ 提出期間

3の(2)に掲げる申請書類を、(1)の資格審査申請の結果、和歌山県公安委員会から有資格者である旨の通知を受けた日から令和3年1月12日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、(1)のアに掲げる場所に提出すること。

なお、郵送による場合は、令和3年1月12日（火）午後4時までに(1)のアに掲げる場所に必着させなければならない。

6 資格審査の結果通知

(1) 5の(1)の結果通知

郵便により令和2年12月24日（木）までに通知する。

(2) 5の(2)の結果通知

郵便により令和3年1月22日（金）までに通知する。

7 総合評価一般競争入札の参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 総合評価一般競争入札の参加資格がないと認められた者は、その理由について書面により説明を求めることができる。

ア 和歌山県公安委員会への理由の説明の求め

令和3年1月6日（水）午後4時まで

イ 和歌山県への理由の説明の求め

令和3年2月2日（火）午後4時まで

- (2) (1)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

- (3) (1)のア及びイの求めに対する回答については、次に掲げるところにより当該説明を求めた者に対して書面で行うものとする。

ア (1) のアに対する回答

令和3年1月12日（火）までに回答するものとする。

イ (1) のイに対する回答

令和3年2月4日（木）までに回答するものとする。

(4) (1) の書面の提出先は、5の(1) のアに掲げる場所とする。